

住し、酒造を商業して連綿せり。邸内に鹽水の井戸あり。甚だ清泉にて、其の井戸于今存在す。そのかみ此の井水を以て酒を醸すに、犀川の菊水にも勝りけん、酒家犀川口の名酒第一等と賞美して、其の名高かりしかど、文化の頃に至り子孫次第に零落し、遂に酒造をも廢して、家屋を賣却し退去せり。弘化、嘉永の頃、釜屋藤右衛門とて、金澤町會所に古手肝煎を勤め居たる者、則ち其の子孫なりといへり。河原町の釜屋が邸地は、河原町の中程なる兩側にて、釜屋小路へ入る右側の角へかけその舊地にして、釜屋退去の後數家に分割せられたり。彼の鹽泉なる井戸は前通りにありて、今に至り鹽水なりといへど、近く家屋を毀ち、往來臨なる明屋敷にありとぞ。

○大工町

此の一町は、舊藩國初以來大工共の邸地に賜はりける拜領地にて、往昔は一町大工職の者のみ居住せしかど、子孫斷絶せし大工、或は零落して家屋を毀ち地所を指上げて退去せし者などの邸地は更に地子地とし、平人入交りて居住する事と成りたりといへり。故に廢藩前までは大工肝煎の裁

許の者と、地子肝煎の裁許の者と兩様ありしが、大工職の者多く居住せり。按ずるに、元和九年地子町肝煎裁許附に、大工町但拜領地入組有之。と見わたれば、元祿の頃既に地子地の邸地入交りて、大工職と諸職人等と雜居せし事知られけり。護國公年譜に、享保十八年四月廿六日犀川除町より出火、大工町百十軒類焼、内五十三軒大工肝煎支配。とあり。されば此の頃は一町の内大工拜領地は五十三戸なりしこと知らる。或は云ふ。寶曆九年四月の火災にも一町悉く焼失して、大工職の者家屋再造致し兼ねけるもの、邸地を返上して他所へ移轉し、此の時より地子地と成り、地子肝煎の裁許に屬せし邸地彌、多く成りたりといへり。

○金澤組大工由来

貞享二年參議中將綱紀卿穿鑿に付き、金澤組大工肝煎六助より進達せし由緒書左の如し。
私先祖黒川六助儀、御當地出生之者に御座候處、高德公御代天正年中、金澤御城御普請御用並他國御陣御用御供に被召連、大工棟取役被仰付。天正十二年御帳面大工百人餘、御判紙を以て屋敷拜領被仰付、棟取者百歩、仕手大工に

者一人に五拾歩宛、今町・中町・修理谷坂近邊之内大繩に而被下、則其所を大工町与相唱申候。其後文祿年中肝煎役被仰付、高麗御陣之節組下大工召連罷越し御用相勤め、伏見御城御普請御用相勤む。慶長年中關ヶ原御陣其外大坂御陣兩度共御供仕申候。其砌者御扶持方・手間料銀共被下候。右御判紙寛永八年四月金澤大火事之時分致類焼所持不仕候。同年右拜領屋敷所替被仰付、才川大工町・出大工町・淺野川觀音町に而代地被下。其後微妙公小松に御隱居被遊候時分、右大工之内三・四年も罷越し、其内妻子共引越し、金澤の家屋敷素人に貸渡候處、其分被召上地子地に相成り、當時相殘候分五拾二軒御座候。外に地子地之内に而、近年御扶持人御大工並御扶持方大工拜領之跡屋敷、大工肝煎裁許に被仰付候分共都合五拾四軒、只今以て人裁許仕申候。其外役之町・地子町に罷在候金澤組大工共、三百人餘職分裁許仕候。

一、二代目六助儀、父存命之内より御用相勤罷在り、微妙公御代元和年中肝煎役被仰付、父同様相勤申候處、爲役料御切米二拾俵、作料之外に被下、明曆三年江戸大火事

に付、御屋敷大御普請之節、大工多被遺候に付、召連罷越、御用相勤申候。萬治元年御逝去被遊候後、御儉約に而右御米御指省、作料迄被下、追而御沙汰可被遊旨被仰出候處、何之御沙汰も無御座候。

一、三代目六助儀、萬治二年肝煎役被仰付、同年江戸御屋敷御普請御用等も相勤め、延寶八年奉願隱居仕り、貞享元年病死仕候。

一、私儀延寶八年父存命之内肝煎役被仰付、天和三年江戸御屋敷御普請御用等相勤申候。

一、先年御帳面大工与申名目、加州大工与被仰付、其後寛永十二年金澤御城御作事多御座候時、加賀大工与改り、明曆三年江戸大火事に付、御當地より大工多被遺候節、金澤組大工与被仰付候。右之趣書物、寛永八年類焼之御焼失仕候。

一、先祖黒川六助儀、肝煎役に而御扶持人御大工並に、御切米五拾俵作料之外に被下候砌、本多安房守殿・横山山城守殿より御作事御奉行に被遺候御紙面、並其後右御紙面微妙公に御覽候處、重而生駒内膳殿・今枝民部殿より御作